「共生の森みらい会議」　設置要綱

（名称）

第１条　この部会は「共生の森みらい会議」（以下「みらい会議」という。）と称する。

（目的）

第２条　みらい会議は、「堺第７－３区共生の森づくり全体会議」（以下「全体会議」という。）設置要綱第４条の３に定める部会に位置づけ、同要綱第２条に定めのある目的を達成するために必要な具体案等の検討及び意思形成を図ることを目的とする。

（構成）

第３条　みらい会議は、第２条の目的を達成することに賛同する者で、事務局が適当と認める者をもって構成する。

（会議）

第４条　みらい会議は、全体会議構成員の要請により事務局が召集する。

（事務局）

第５条　みらい会議の事務局は、毎年度初回のみらい会議で、全体会議構成員の中から選出するものとする。

２　事務局の任期は１年間とし、再任を妨げないものとする。

（その他）

第６条　本要綱に定めのない事項又は本要綱に関して疑義が生じたときは、みらい会議において協議する。

附　則

この要綱は、令和２年３月１６日から施行する。